

# 新時代への責任と決断

名取市議会議員

## 吉田良の 名取市政ビジョン

第21号

### 令和6年下半期の主な活動実績

- 市民懇談会  
増田公民館、増田西公民館、高館公民館で市民懇談会を開催し、令和6年中に市内全11公民館で開催する目標を達成しました。ご参加いただいた皆様、ありがとうございました。
- 市議会  
第4回定例会、第5回臨時会、第6回定例会が開催されました。また、議員協議会が4回開催され、イオンモール名取内に設置する屋内遊戯施設などについて、市当局から説明を受けました。
- 行事等  
内閣官房主催北朝鮮向けラジオ放送共同収録、みやぎ県文化祭、第5回名取市民合唱祭などに出演しました。八幡南町内会防災訓練や、八幡北町内会芋煮会などに参加しました。第二中学校の授業「名取市への要望書発表会」に地元選出議員4名とともに出席しました。
- 視察・研修等  
総務消防常任委員会で知多市、蒲郡市、半田市を視察しました。名取市議会議員研修会、宮城県市議会議長会議員研修会などに出席しました。第二中学校「仕事博覧会」などを視察しました。



関上湊神社秋季例祭



手倉田出張所新庁舎落成式

### 令和6年12月定例会 一般質問④ 学校法人が所有し疑義が生じている非課税の固定資産について

- 平成30年
    - ◆9月4日 非課税の取扱いについて市に確認
    - ◆9月21日 非課税申告書様式の送付を市に依頼
    - ◆10月29日 所有する企業から学校法人に売却
    - ◆11月14日 市長が当該固定資産への一般廃棄物最終処分場の整備を打診、学校法人から可能との返答
    - ◆12月15日 学校法人が非課税申告書を市に提出
  - 令和5年
    - ◆12月11日 12月定例会の一般質問で、学校教育活動の実施状況について疑義が指摘される
  - 令和6年
    - ◆9月24日 財務常任委員会の決算審査で、教育活動の実施状況に疑義が生じていることを市が認める
- ◎ 教育活動の実施状況について把握している内容は。
- A 相手方から聞き取りを行っている。
- ◎ 平成30年当時、ごみの最終処分場を設置する土地で学校教育活動が行われるという認識だったのか。
- A その時点では、学校の用に供するとの認識だった。
- ◎ 学校教育活動がしっかり行われることの確認がなかったのではないかと。
- A 市民への利用開放も含めて、学校として使っていきたいという話を伺っていた。
- ◎ 当該土地で活動するスポーツ少年団が、年末で利用できなくなるとの情報がある。仮に所有権の移転に向けた事務が行われている場合、非課税の適用を除外する申告が必要では。年内に聞き取りを行うべき。
- A 所有権移転の話は出ていないため、市は受け身の体制である。

## 吉田良後援会は会員を募集しています

- 事務所 〒981-1231 名取市手倉田字八幡165-32西
- TEL 090-3368-1771 ■FAX 022-774-1771
- X(旧ツイッター)・LINE ryoyoshida1771
- 新ホームページ <https://ryo-yoshida.com>  
バックナンバー・後援会入会申込みは二次元コードから▶



### よしだりょうプロフィール

宮城県仙台南高等学校、東京音楽大学卒業。これまで県内中・高等学校教員、学習塾経営など。現在、名取市議会議員(3期)、財務常任委員会副委員長、仙台市・名取市広域行政協議会常任委員、名取市民合唱祭実行委員会顧問。著書2作。

令和7年1月7日 発行 討議資料



## 令和6年9月定例会 一般質問② 令和5年12月に市立学校で発生した重大事態について

非常に痛ましいことに令和5年12月19日、本市の公立学校で生徒が校舎の3階から転落する事案が起きてしまいました。教育委員会は直ちにいじめが疑われる重大事態と判断し、背景調査等について調査委員会へ諮問しましたが、令和6年7月に代理人弁護士から委員を一新し調査をやり直すよう申入れ書が届いたことから、委員の意見を聞いた上で、8月に調査委員会が調査のやり直しを決定しました。

- Q 本件を議題とする総合教育会議を市長が招集しなかったのは、対応として足りなかったのではないかと。
- A 緊急に措置しなければならないことについて協議することはあるかと思うが、すでに起きてしまったことについては対象外になると思う。
- Q 生徒を預かる学校関係者、また教育委員会が何も責任を取らないということは考えられない。責任の所在と重さについて、教育長はどのように考えるのか。
- A 重大事態の調査の過程で保護者、被害者生徒等の信頼を得ることができなかったことについては、説明不足が大きな要因と考える。こういう混乱を招いたことについて、責任は重いものと認識している。

## 令和6年12月定例会 一般質問① 県立精神医療センターの建て替え用地について

精神医療センターの建て替え場所について、11月13日に開催された県の精神保健福祉審議会において、県が初めて名取市を正式な選択肢として示し、審議会は全会一致で名取市内が妥当と決議しました。仙台赤十字病院と統合する県立がんセンターの跡地が、有力な候補地とされています。

- Q 建て替えが少しでも早く実現するよう、より優位な場所を県に提案するための調整を始めるべき。

## 令和6年12月定例会 一般質問② 公募型プロポーザル方式の運用について

プロポーザル方式とは、複数の事業者から企画提案や技術提案を求め、提案内容を審査し、企画内容や業務遂行能力が最も優れたものを選定し契約する方式のことです。広く多くの事業者から募る公募型と、限られた事業者から募る指名型とあり、比較的多く用いられているのが公募型です。

- Q 公募型プロポーザル方式を用いる場合の基準は。
- A 企画提案を提示していただくことが必要と判断した

## 令和6年9月定例会 一般質問① 良好な景観の形成及び保全について

- Q 大手町四丁目に計画されている中高層マンションの建築主に対し、地域住民に寄り添うよう申し入れを。
- A 建築確認申請が出される前の段階であり、行政としては、行政手続法に基づいて、できるだけ遅滞なく手続き・申請について確認していかなければならない。
- Q サッポロビール仙台工場ビオトープ園が令和6年12月に閉園となる予定である。存続を求める姿勢を表

## 令和6年12月定例会 一般質問③ 総合教育会議の運営について

9月11日の一般質問(左記)で、重大事態を議題とする総合教育会議が招集されなかったことを指摘したところ、12日の読売新聞が取り上げ、17日に開催されました。もし重大事態発生後速やかに開催されていれば、調査委員会の人選など問題点をあぶり出し、被害者から聞き取りが迅速に行われ、保護者の不信を招くことも避けられた可能性があります。

- Q 重大事態発生から招集まで約9か月を要したことについて、市長は責任をどのように捉えているのか。
- A 教育委員会と情報共有を図ってきた。8月のガイドライン改訂を受け、9月17日に開催した。
- Q 9月11日の一般質問の際、市長からそのような説明はなかったが。
- A 教育委員会からガイドライン改訂の報告はあったが、内容の説明を受けたのは議会後となった。
- Q 現行では、総合教育会議の庶務に関することを教育部長に補助執行させており、同じようなことが起きかねない。市長部局で処理することを検討すべき。
- A 現行で効率よく事務調整されていると捉えている。

- A 名取市内で候補地としての可能性を持つ土地については、すでに県において検討された経過があり、がんセンターの跡地がより優位な場所と判断されたものと理解していることから、市として建て替え用地を提案する考えは持ち合わせていない。
- Q がんセンター跡地以外に県が所有する候補地は。
- A 現在の精神医療センターの敷地、県道を挟む仮設住宅跡地のグラウンド、そのグラウンド奥の名取病院時代の農作業所、昨年度閉校した県立高等看護学校について、今後検討を進めるとの見解が示されている。

業務について公募型プロポーザル方式を用いている。

- Q 透明性・公平性確保のために留意している内容は。
- A 実施要領等を公表し、審査基準や配点の状況等についても、あらかじめ示している。またプレゼンテーション審査の際、複数の選定委員により選定している。
- Q 適切かつ円滑な運用を図ることを目的とするガイドラインを策定すべき。
- A ガイドライン等の策定に向けて、県内自治体の策定状況や内容を参考に検討していきたい。

明するとともに、所有者の考えを確認すべき。

- A 引き続きサッポロビール側と本市との意見交換をお願いし、望ましい方向性を検討していく。
- Q ビオトープを市で買い取るのも選択肢の一つだが、企業版ふるさと納税を利用し、不動産の寄附という形であれば、法人住民税などの9割控除もあり得る。制度上の優遇策などについて提示してはどうか。
- A サッポロビールは民間企業であり、最終的には経済性かと思う。市民の憩いの場をどの程度、どういう形で継続できるのかも含めて、意見交換していきたい。